



「江南市市民自治」

よるまちづくり

基本条例」の 中身

その10

まちづくりの基本原則

「情報共有の原則」と

個人情報保護

今回は、第6章「市政運営」のうち、まちづくりに関する情報の共有（公開と提供）のあり方と、個人情報の保護を改めて確認していきます。

第20条 まちづくりに関する情報の提供等

市は、まちづくりに関する情報を市民及び事業者等に分かりやすく提供します。

2 市は、市民及び事業者等が前項に規定する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報を提供する体制を充実します。

3 市は、第1項に規定する情報の収集に努めるとも

に、保有する情報を適正に管理します。

情報共有の原則に基づいて、市民との情報の共有のため、情報公開条例の規定に従った分かりやすい情報の提供や、広報やホームページを始めとする情報提供の手段や仕組みなど、情報提供体制の充実および保有情報の適正な管理を市に求めています。

第21条 個人情報の保護

市は、その保有する情報の取扱いについては、個人の権利利益が侵害されることのないよう、個人情報を保護しなければなりません。

市民との情報の共有は、情報の公開と提供を原則としますが、同時に、個人情報については、個人情報保護条例により、慎重に取り扱うことを求めています。



問合せ 地域協働課（内線

323）